

平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：業務改革の推進について【結果分】

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
47	<p><b>2 契約</b></p> <p>(1) 合理的理由に乏しい随意契約</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>随意契約理由に合理性を欠いた契約が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■平成29年度帳票出力業務委託契約（市民税課）</li> <li>■平成29年度固定資産税・都市計画税賦課計算等業務委託（資産税課）</li> <li>■平成29年度国民健康保険税賦課計算業務委託（健康保険課）</li> </ul> <p>【解決の方向性】</p> <p>随意契約とする合理的理由がなければ、競争性を確保した契約方法に見直す。</p> <p>また、いわゆるベンダロックインの問題を防止するため、特定者に過度に依存しないような措置を講じることが考えられる。</p>	<p>帳票出力業務委託は、作成された課税データを印刷用データに変換し委託先に提供していたものでありますが、印刷用データの変換について共通的な仕様が無いことや戸籍に基づいた氏名を印刷する際、常用漢字にない文字の変換が必要となることに加え、過年度データの変更も伴うことから、費用対効果を考慮し、従前のプログラムを使用するベンダーと特命随意契約としていたところでありませ</p> <p>す。</p> <p>平成31年2月に賦課システムの機器更新を行ったところですが、今後、当該業務委託における他の委託業者の参入の可能性について精査し、判断してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（市民税課）</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>市民税・県民税の帳票出力業務を他の業者が行う場合、帳票の出力に関するシステム設計等が必要であることから、令和2年度に当該委託業務契約において、他の業者参入の可能性について、緊急時の対応も必要であるため市内業者を対象として調査したところ、現在委託契約を締結している業者以外に可能と回答した業者はいなかったため、他の業者の参入の可能性はないと判断いたします。</p> <p style="text-align: right;">（市民税課）</p>

		<p>固定資産税・都市計画税賦課計算業務委託について、当該受注業者とは、納税義務者の宛名データ及び各資産の異動データを管理するシステムと連携して賦課計算を行うシステムを構築し、また、現在と過去の賦課データを管理しており、複数のデータ移行やエラーチェック等の検証が容易であることに加え、発送用の納税通知書を作成するシステムも構築しており、データ最終入力後から納税通知書を作成するまでの期間において不測の事態が生じた場合に弾力的対応が可能であることから、特命随意契約を行ってきたものです。</p> <p>今後、当該業務委託における他のシステム業者の参入の可能性について調査を行い、判断してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(資産税課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>固定資産税・都市計画税賦課計算業務を他の業者が行う場合、既存の課税データを管理するシステムのベンダーとの技術的調整等が必要であることから、令和2年度に当該業務委託契約において、他の業者参入の可能性について、緊急時の対応も必要であるため市内業者及び市内に営業所がある業者を対象として調査したところ、現在委託契約を締結している業者以外に可能と回答した業者はなかったため、他のシステム業者の参入の可能性はないと判断いたします。</p> <p style="text-align: right;">(資産税課)</p>
--	--	---	---

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：業務改革の推進について【結果分】

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
52	<p><b>2 契約</b></p> <p><b>(3) 予定価格積算の不備</b></p> <p><b>【現状の問題点】</b></p> <p>「固定資産土地評価業務」及びその付随業務に係る予定価格が現契約先から徴求した見積書の金額と同額であり、複数者からの見積徴求が行われていない。</p> <p>他者から見積徴求しない理由が明らかでなく、かつ、人件費単価や見積工数の妥当性を裏付ける根拠が不明確であるため、予定価格が適切に積算されたものとは認められない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b></p> <p>1 者見積による予定価格の積算とする場合、人件費単価や見積工数の妥当性の根拠付けを明確にする。</p>	<p>予定価格を積算する際に、複数者から内訳を明示した参考見積を徴求し、予定価格の積算根拠を明確にするよう努めてまいります。</p> <p>(資産税課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>令和 3 年度からの「固定資産土地評価業務」等に係る契約の予定価格を積算する際、3 者から参考見積（人件費単価及び見積工数を明記）を徴求し、予算要求、予定価格の積算を行っております。</p> <p>(資産税課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：業務改革の推進について【意見分】

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
50	<p><b>2 契約</b></p> <p>(2) 1者応募</p> <p><b>【現状の問題点】</b></p> <p>「固定資産土地評価業務」の契約方法はプロポーザル方式で行われており、市内に事業所を有する事業者を加点評価すれば足りる問題であるため、市内に事業所を有しない事業者の競争参加自体を制限する根拠は乏しいと考えられる。応募者が限定されることが予測される中で、あえて地域要件を設定する合理的理由があったといえるか疑問である。</p> <p><b>【解決の方向性】</b></p> <p>競争性の確保に疑義が認められる場合、地域要件の設定を慎重に判断する。</p>	<p>システム不具合時の迅速な対応及び評価対象地域の精通度合等を仕様書に盛り込むことで、応募資格には地域要件を設定しないこととします。</p> <p>(資産税課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>競争性の確保に疑義が認められる場合、地域要件の設定を慎重に判断することとし、令和3年度の応募資格には、地域要件を設定しないこととしました。</p> <p>また、岩手県内で業務実績のある事業者については、加点評価で対応することとしました。</p> <p>なお、仕様書に、市域の土地の動向に詳しく、システムに不具合が生じた場合の即応等について引き続き表記することとしております。</p> <p>(資産税課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。